堺市告示第３７９号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき、令和９・１０・１１年度において本市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント（建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等をいう。）（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものを除く。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けるための申請期間、申請に必要な書類等を定めたので、施行令第１６７条の５第２項（施行令第１６７条の１１第３項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月１３日

堺市長　永　藤　英　機

１　競争入札に参加できない者

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加できない。

ア　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

(2) 本市の入札及び契約等において次のアからキまでのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから３年を経過していないとき、その者は競争入札に参加できない。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意

に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

キ　前のアからカまでのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから３年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第３条の２に規定する入札参加除外者又は同要綱第５条第２号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者

２　競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 競争入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに掲げる要件を備えている者でなければならない。

ア　資格審査基準日（定期申請及び追加申請における各申請期間の末日とする。以下同じ。）現在において、堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定。以下「登録要綱」という。）別表第１に掲げる業種に登録しようとする者にあっては同表に掲げる業種のいずれかについて、登録要綱別表第２に掲げる業種に登録しようとする者にあっては同表に掲げる業種のいずれかについて引き続いて１年以上その営業を行っていること。

イ　法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ウ　本市が課税する市税を滞納していないこと。

(2) 次のアからオまでに掲げる契約についての競争入札に参加しようとする者は、各契約に掲げる要件を備えている者でなければならない。

ア　工事の請負契約

・希望業種（登録要綱別表第１又は別表第２に掲げる業種のうち、入札参加資格の登録を希望する業種をいう。以下同じ。）（その他工事にあっては、その対象となる工事業のうちのいずれか）について建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定に基づく許可を受けていること。

・希望業種（その他工事にあっては、その対象となる工事業のうちのいずれか）について資格審査基準日現在において、１年７月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、建設業法第27条の23第１項の規定に基づく経営事項の審査を受けており、かつ、同法第27条の29第１項の規定に基づく総合評定値の通知（以下「有効な経審」という。）を受けていること。

イ　測量業務の委託契約

測量法（昭和24年法律第188号）第55条第１項の規定に基づく測量業者の登録を受けていること。

ウ　建築に係る設計又は監理業務の委託契約

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定に基づく建築士事務所の登

録を受けていること。

エ　地質調査業務の委託契約

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項の規定に基づく登録を受けていること。

オ　コンサルタント業務の委託契約

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項の規定に基づく登録を受けることができるコンサルタント業務の委託の場合には、それぞれ当該各条の規定に基づく登録を受けていること。

３　入札参加資格審査を受けるための申請

(1) 申請時期等

ア　定期申請時期

・令和８年12月１日から同月23日まで（なお、堺市電子登録システムの稼働時間は、土曜日、日曜日を除く、午前８時30分から午後８時まで。）

イ　追加申請時期

・令和９年６月１日から同月30日まで
・令和９年12月１日から同月24日まで
・令和10年６月１日から同月30日まで
・令和10年12月１日から同月25日まで
・令和11年６月１日から同月29日まで

（なお、堺市電子登録システムの稼働時間は、土曜日、日曜日を除く、午前８時30分から午後８時まで。）

(2) 申請方法

インターネットを利用して「電子登録システム関係」のページから堺市電子登録システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力・送信するとともに、次の(3)に掲げる書類を、電子ファイルの添付又は次の(4)に掲げる提出場所への郵送により提出すること。

「電子登録システム関係」ページのアドレス

https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/system/touroku/index.html

(3) 提出書類

ア　登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、登記簿謄本又は誓約書

イ　印鑑証明書又は印鑑登録証明書

ウ　納税証明書

エ　同意書

オ　希望業種に係る許可又は登録を証明する書類

カ　登録要綱別表第１に掲げる業種に登録しようとする者にあっては同表に掲げる業種のいずれかに、登録要綱別表第２に掲げる業種に登録しようとする者にあっては同表に掲げる業種のいずれかに係る１年以上の営業を証明する書類

キ　使用印鑑届又は使用印鑑届兼委任状

ク　営業所所在地等報告書兼調査同意書

ケ　その他市長が必要と認める書類

(4) 提出場所

〒590-0078

堺市堺区南瓦町３番１号

堺市役所財政局契約部契約課

4　有効な経審がない者が行った申請の取扱い

工事の請負契約に係る入札参加資格審査の申請のうち、有効な経審を受けていない者が行った申請については、有効な経審に係る要件以外の要件の審査を行い、当該要件を満たしていると認めた場合、当該申請の受理を保留とし、当該申請を行った者に対し、保留にする旨、保留理由及び保留期限について通知を行い、その後、保留期限内に有効な経審を受けたことが確認できた時点で当該申請の受理を行う。また、保留期限内に有効な経審を受けたことが確認できなかった者については、当該申請を無効とし、無効とする旨の通知を行う。

5　その他

(1) 特例政令の適用を受ける建設工事等の調達契約の締結が見込まれるときは、当該契約に係る競争入札に参加することができる資格の審査を受けるための要件、申請方法等の必要な事項を当該契約の締結が見込まれる年度ごとに別に定める。

(2) 審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者についても、個別の一般競争入札に参加するためには、堺市建設工事等に係る一般競争入札の実施に関する要綱（平成20年制定）に基づき当該一般競争入札ごとに定める、所在地要件及び希望業種等の入札参加資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）の審査を受けるための申請をしなければならない。なお、入札参加資格要件及び審査を受けるための申請方法等については、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第８条に規定する公告において定める。